

瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月28日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第16号

瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市国民健康保険条例（昭和36年瀬戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第7条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第16条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。<u>ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</u></p> <p>(1)及び(2) &lt;省略&gt;</p> <p><u>(3) 当該年度における第21条第1項の規定による基礎賦課額の減免の額の総額</u></p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第7条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第16条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1)及び(2) &lt;省略&gt;</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p>

第11条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)及び(2) <省略>

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の19に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ <省略>

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2及び3 <省略>

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額）

第11条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)及び(2) <省略>

(3) 世帯別平等割 ア又はイに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定めるところにより算定した額

ア イに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の19に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数を控除した数で除して得た額

イ <省略>

2及び3 <省略>

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額）

第11条の5の2 第11条の2の世帯別平等割額は、第1号から第3号までに掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第2号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯  
第11条第1項第3号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第11条第1項第3号イに定めるところにより算定した額

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）  
第11条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第11条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第16条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第11条の5の2 第11条の2の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる世帯以外の世帯 第11条第1項第3号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第11条第1項第3号イに定めるところにより算定した額

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第11条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第16条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1)及び(2) <省略>

(3) 当該年度における第21条第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第11条の6の6 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)及び(2) <省略>

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の19に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ <省略>

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2及び3 <省略>

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額)

第11条の6の11 第11条の6の7の世帯別平等割額は、第1号から第3号までに掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第2号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第11条の6の6第1項第3号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する

(1)及び(2) <省略>

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第11条の6の6 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)及び(2) <省略>

(3) 世帯別平等割 ア又はイに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定めるところにより算定した額

ア イに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の19に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数を控除した数で除して得た額

イ <省略>

2及び3 <省略>

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額)

第11条の6の11 第11条の6の7の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる世帯以外の世帯 第11条の6の6第1項第3号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する

退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第11条の6の6第1項第3号イに定めるところにより算定した額

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）  
第11条の6の6第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

(介護納付金賦課総額)

第11条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第16条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1)及び(2) <省略>

(3) 当該年度における第21条第1項の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額

附 則

（平成22年度から平成26年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例）

第3条 平成22年度から平成26年度までの各

退職被保険者の属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第11条の6の6第1項第3号イに定めるところにより算定した額

(介護納付金賦課総額)

第11条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第16条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1)及び(2) <省略>

附 則

（平成22年度から平成25年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例）

第3条 平成22年度から平成25年度までの各

年度における第7条の2の規定の適用については、同条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第26条第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その他」とあるのは「法附則第26条第1項の規定による交付金その他」とする。

年度における第7条の2の規定の適用については、同条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第26条第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その他」とあるのは「法附則第26条第1項の規定による交付金その他」とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の瀬戸市国民健康保険条例第7条の2、第11条第1項第3号、第11条の5の2、第11条の6の2、第11条の6の6第1項第3号、第11条の6の11及び第11条の7の規定は、平成25年度分の保険料から適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。